

## 家族介護慰労金の支給について(お知らせ)

家族介護慰労金の支給については下記の方法で行います。

### ●支給時期

慰労金は月額7,000円で、半年ごとに支給します。

(令和5年度より支給額が月6,000円から月7,000円になりました。)

請求月分	慰労金支給月 (前後する場合があります)
4. 5. 6. 7. 8. 9 月 分	11 月 支 給 ( 予 定 )
10. 11. 12. 1. 2. 3 月 分	5 月 支 給 ( 予 定 )

### ●支給方法

- 1 請求書及び入院・入所確認書を10月、4月のそれぞれの月の中旬ごろまでに申請者(介護者)のもとへ送付します。今年度より年2回の請求となります。
- 2 送られてきた請求書及び入院・入所確認書に必要事項を確認・記入し、お住まいの役所福祉担当窓口へ提出してください。

**入院や入所された場合、医療機関等が発行する領収書は、在宅介護日数の確認のために使用しますので、きちんと保管し、請求書と併せて提出してください。(領収書の提出はコピーでも可)**  
また、申請事項(決定通知書の内容)に変更があったときは、その旨を速やかに異動届出書にて、お住まいの役所福祉担当窓口までご連絡ください。

- 3 提出後、市にて審査・決定し、慰労金を指定の金融機関に振込みます。

**対象高齢者の在宅介護日数が月に16日以上であることが条件ですので、入院や入所によりその条件を満たさない場合は支給できませんのでご注意ください。また、請求書の提出が遅い場合や請求書に不備等があった場合には、支給が遅れることがあります。**

※ 支給後に支給対象要件からの漏れ、偽り又は不正等が判明した場合は、慰労金の一部又は全部を返還させることがあります。

#### 【問い合わせ先】

〒854-0492

長崎県雲仙市千々石町戊582番地

雲仙市 健康福祉部

福祉課 介護予防班

TEL:0957(47)7871 FAX:0957(36)8900